



百里訓練／試験空域運用に関する覚書

昭和54年4月14日

運輸省航空局長 松本



防衛庁防衛局長 原

百里訓練／試験空域の設定に関する基本覚書（昭和54年4月
14日）（以下「基本覚書」という。）の締結に際し、運輸省と
防衛庁は E1 百里訓練／試験空域に関し次のとおり了解する。

基本覚書 I - 2 に關し、重大なニアミス又は接触事故等航空交
通の安全に重大な支障が生じない限り、E1 訓練／試験空域の存続
は差し支えないものと了解する。